

制定 平成 28 年 5 月 16 日  
環創エネ第 46 号 副市長決裁  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日  
環創総 第 989 号 局長決裁

## 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱

### (総則)

第 1 条 横浜市（以下「市」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この要綱は、地球温暖化を防止し、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、市が実施する横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立分散型エネルギー設備 停電時に自立可能な住宅用燃料電池システム。
- (2) 住宅用燃料電池システム 都市ガスやLPガスから作り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、発生した電気及び発電時に発生する熱を利用するシステム。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

### (補助対象経費及び補助額)

第 4 条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「申請者」という。）が行う燃料電池システムの導入に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。

2 補助の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）及び補助の要件は、別表 1 に定める。ただし、補助対象システムはすべて新品であること。

3 補助金額は、別表 2 のとおりとする。補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (申請者)

第 5 条 申請者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

- ア 市内に住民登録し、自ら居住している者であって、その住宅に補助対象システムを設置する個人
- イ 補助対象システムを市内の住宅に設置し、当該住宅に居住している個人に貸与する法人

(以下「リース事業者」という。)

- (2) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (3) 補助対象システムを設置する住宅に、申請者以外に所有者が存在するときは、申請者以外の所有者全員から第6条に定める同意書を得られる者であること。
- (4) 市の他の補助金を申請していない補助対象機器であること。

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる必要書類を添えて、別表3に定めるところにより、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合は、申請者の住民票の写し(交付申請書の受付の日前3か月以内に発行されたもの。)、リース事業者の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書及びリース契約者の住民票の写し(交付申請書の受付の日前3か月以内に発行されたもの。)
- (2) 補助対象システムを設置する住宅の登記事項証明書(交付申請書の受付の日前1年以内に発行されたもの。)又は交付申請書を受付する年度に発行された固定資産税の家屋に係る評価証明書(共有の場合は共有者の氏名がわかるもの。)
- (3) 補助対象システムを設置する住宅に、申請者以外に所有者が存在する者にあつては、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る同意書(第2号様式)申請者がリース事業者である場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る共同申請同意書(第3号様式)
- (4) 補助対象システム設置に関わる契約を証明する書類(契約書等)の写し及び補助対象システムの機器費及び工事費がわかる内訳書の写し、申請者がリース事業者である場合は、設備のリースに係る契約書の写し又はこれに代わるもの、リース料計算書及びリース料総額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類
- (5) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し(契約書の額もしくは設置した補助対象システムに関する費用を支払ったことがわかるもの。)または、全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類(ローン契約書等)の写し
- (6) 補助対象システムを設置した戸建住宅又は集合住宅の全景、補助対象システムの設置状況及び補助対象システムの型式が確認できる機銘板等を示すカラー写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に掲げるものとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号から第5号に掲げるものとする。

4 補助対象システム機器費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表4に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

(交付決定兼交付額確定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査し、

補助対象事業が補助金の交付に適合すると認めるときは、交付決定及び交付額を確定し、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定兼交付額確定通知書（第4号様式。以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により申請者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。
- 3 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、理由を付して申請者に通知するものとする。

#### （交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付決定兼額確定通知の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定兼額確定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ申請書（第6号様式。以下「交付申請取下げ申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げに係る共同申請同意書（第7号様式）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の交付申請取下げ申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付申請の取下げを認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の承認を受けた者は、同年度内は本事業について補助金の申請を行うことはできない。

#### （補助金の交付等）

第9条 第7条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、通知を受けた日から速やかに、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金請求書（第9号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請した会計年度の翌会計年度の4月第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前日）とする。市長は、この提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月市規則第57号）に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

#### （手続の委任）

第10条 申請者は、委任状（第10号様式）を市長に提出することにより、第6条に定める交付申請、第8条に定める交付申請取下げ申請及び第9条に定める補助金の交付について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57条）に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の委任を認めないことができるものとする。

(交付決定兼交付額確定の取消し及び返還)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条に規定する補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定兼交付額確定通知書を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (2) 第 7 条第 2 項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金を他の用途に使用した場合
- (5) 市長の指示に違反した場合

2 市長は、前項の取消しをしたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定兼交付額確定取消し通知書(第 11 号様式)により、申請者に理由を付して通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により取消しをしたときは、補助対象システムの当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。

4 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を併せて納付させることとする。

5 補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

6 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(管理)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムを別表 5 に定める期間(以下「管理期間」という。)において、点検及び必要な整備をするなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。また、市は補助対象システムの運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムに関する書類を管理期間において、保管しなければならない。

(財産処分の制限及び補助金の返還)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、管理期間内において、市長の承認を受けずに、補助対象システム(取得財産)を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。補助対象システムの処分(売却、貸与、廃棄等)を予定し、市長の承認を受ける必要が生じたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認申請書(第 12 号様式。以下「処分承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の処分承認申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、処分することが適当と認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認通知書(第 13 号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、第1項の規定により補助対象システムを処分した場合又は交付の目的及び要件に反したときは、別表6に定める割合に応じて、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合、未返還の金額に対して返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 自然災害による場合

(2) 修理が困難な予期できない故障における機器の更新

(3) 現状を上回る能力を有した機器への更新が、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(4) その他市長が認める場合

(協力)

第14条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(暴力団の排除)

第15条 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第8条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則（制定 平成 28 年 5 月 16 日環創エネ第 46 号、副市長決裁）

この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

この要綱の制定をもって「横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱」を廃止する。

附則（改正 平成 29 年 4 月 14 日環創エネ第 10 号、局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

附則（改正 平成 30 年 3 月 27 日環創エネ第 977 号、局長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附則（改正 令和元年 5 月 30 日環創エネ第 147 号、局長決裁）

この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附則（改正 令和 2 年 4 月 24 日環創エネ第 20 号、局長決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 24 日から施行する。

附則（改正 令和 3 年 6 月 11 日環創エネ第 230 号、局長決裁）

この要綱は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附則（改正 令和 3 年 8 月 23 日環創エネ第 430 号、局長決裁）

この要綱は、令和 3 年 8 月 23 日から施行する。

附則（改正 令和 4 年 6 月 3 日環創エネ第 66 号、局長決裁）

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

附則（改正 令和 6 年 4 月 1 日環創総第 989 号、局長決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

過年度に交付した補助金の財産処分の申請については、改正後の様式（第 11 号様式及び第 12 号様式、第 13 号様式）を使用するものとする。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

## 【補助対象システム及び補助の要件について】

補助対象システム	補助の要件	特記事項
住宅用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) の「エネファームの機器登録リスト」に掲載されている機器及びその後継機であること</li> <li>停電時発電機能を内蔵した設備又は別売りの停電時発電機能オプションを併設した設備であること</li> <li>令和 4 年 4 月 1 日 (金) 以降に工事着工 (機器搬入) したものであること</li> </ul>	対象設備を安全に使用できる設置場所が確保されていること

別表 2（第 4 条関係）

## 【補助金額について】

補助対象システム	補助金額
住宅用燃料電池システム	機器費（消費税除く）の 4 分の 1（上限 3 万円）

※ 機器費とは、燃料電池ユニット、貯湯ユニット及びリモコン類の付属品のことを言う。

別表 3（第 6 条関係）

## 【交付申請兼実績報告書の提出について】

募集区分 交付申請兼実績報告書 提出期間	募集 台数	特記事項
【第一期】 令和 4 年 6 月 20 日 (月) ~ 令和 4 年 7 月 29 日 (金) (必着)	13 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送による先着順で受け付ける。</li> <li>同住所での申請は一度限りとする。</li> <li>募集開始前に届いた交付申請書兼実績報告書は受付不可。</li> <li>募集台数を超えた日の申請は、抽選を行い、当選した申請者のみ交付申請書兼実績報告書を受け付ける。(抽選で落選した者は、再申請不可。)</li> <li>交付決定兼交付額確定通知を受けた者に交付申請の取下げ等があった時は、第三期及び第四期で募集台数を調整する場合有。</li> </ul> <b>【交付申請書兼実績報告書の提出方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な書類を全てそろえて、市環境創造局環境エネルギー課に郵送すること。</li> <li>提出期限が閉庁日にあたる時は、その前開庁日をもってその期限とする。</li> </ul>
【第二期】 令和 4 年 8 月 1 日 (月) ~ 令和 4 年 9 月 30 日 (金) (必着)	12 台	
【第三期】 令和 4 年 10 月 3 日 (月) ~ 令和 4 年 11 月 30 日 (水) (必着)	13 台	
【第四期】 令和 4 年 12 月 1 日 (木) ~ 令和 5 年 1 月 31 日 (火) (必着)	12 台	

別表4（第6条関係）

【補助対象システム機器費について】

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

(1) 補助金の申請者自身（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助金の申請者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1) 補助金の申請者の自社調達の場合

製造原価をもって補助対象経費とする。この場合の製造原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする、これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助金の申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表 5 (第 12 条関係)

【補助対象システムの管理期間について】

補助対象システム	管理期間
住宅用燃料電池システム	使用開始日から起算して 6 年
業務用燃料電池システム	使用開始日から起算して 6 年

別表 6 (第 13 条関係)

【返還割合について】

交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、補助対象システムの補助金交付額に使用期間により定めた返還割合を乗じ、100 円未満を切り捨てた額とする。

交付申請兼実績報告書（令和 3 年度以前の申請者は実績報告書）にある使用開始日から起算し、財産処分予定日を満了とした使用期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（財産処分の承認前に財産処分が行われた場合は、財産処分予定日を財産処分日とする。）

・住宅用燃料電池システム及び業務用燃料電池システム

使用期間	返還割合
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 1 年に満たない場合	100%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 1 年以上 2 年未満	84%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 2 年以上 3 年未満	67%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 3 年以上 4 年未満	50%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 4 年以上 5 年未満	34%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 5 年以上 6 年未満	17%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 6 年以上の場合	なし